

第3章 計画の構成

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

1 計画体系

第3次計画は、第2次計画と同様に「基本目標」を設定し、それを実現するために行っていく取組の大きな方向性として「基本方針」を、「基本方針」の下位にこれを具体化するものとして「基本施策」を定めます。また、犯罪情勢や市民意識などを踏まえて、安全で安心なまちづくりの中で特に重点的に取り組むべき「重点テーマ」を設定します。

【基本目標】犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

<基本方針1>自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

- (基本施策1) 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供
- (基本施策2) 子どもに関する防犯力の向上 **(重点テーマ)**
- (基本施策3) 女性の防犯力向上
- (基本施策4) 高齢者等の防犯力向上

<基本方針2>みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

- (基本施策1) 地域における防犯活動の促進
- (基本施策2) 協働による連携体制の充実
- (基本施策3) 地域と一体となった子どもの見守り **(重点テーマ)**
- (基本施策4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進
- (基本施策5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進

<基本方針3>犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

- (基本施策1) 市民自らが行う環境整備の促進
- (基本施策2) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
- (基本施策3) 子ども等の安全に配慮した環境整備 **(重点テーマ)**
- (基本施策4) 歓楽街等を対象とした環境改善
- (基本施策5) 暴力団等の排除

<基本方針4>犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する **(新設)**

- (基本施策1) 犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発
- (基本施策2) 総合的対応窓口における対応
- (基本施策3) 犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減
- (基本施策4) 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援

(1) 基本目標

【基本目標】 犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

第2次計画で設定していた「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」という基本目標は、「安全に安心して暮らせるまちの実現」という安全・安心条例の制定目的及び安全で安心なまちづくりを推進する意義から導き出される根本的かつ不変的なものであることから、第3次計画においてもこれを基本目標として設定します。

○安全・安心条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、～（略）～ 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(2) 基本方針

ア 安全で安心なまちづくり（基本方針1から3）

【基本方針1】 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

【基本方針2】 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

【基本方針3】 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

「安全で安心なまちづくり」を「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」と定義する安全・安心条例第2条の規定において、当該取組には、ソフト面の取組である「犯罪を防止するための活動」及びハード面の取組である「犯罪の防止に配慮した環境の整備」があるということが例示されています。

また、「安全で安心なまちづくり」に関する「市民の役割」を定める同条例第4条の規定において、市民は、「自らの安全確保」と「相互に協力して地域における安全で安心なまちづくり」を行うよう努めるものとされていることから、安全で安心なまちづくりには、「自らの安全」と「地域の安全」を守るという二つの観点があるということが確認できます。

こうしたことから、安全で安心なまちづくりは、次図のとおり(P39)

「ソフト面の自らの安全確保」、「ソフト面の相互に協力した地域における安全で安心なまちづくり」、「ハード面の自らの安全確保」、「ハード面の相互に協力した地域における安全で安心なまちづくり」の4区分に分類されることとなり、この4区分を体系的に整理したものが、第2次計画の三つの基本方針となっていました。

第3次計画においても、安全で安心なまちづくりを効果的かつ効率的に推進していくためには、第2次計画の三つの基本方針を継続することが、安全で安心なまちづくりの性質上、合理的であると考えられることから、これを維持することとします。

○安全・安心条例（抜粋）

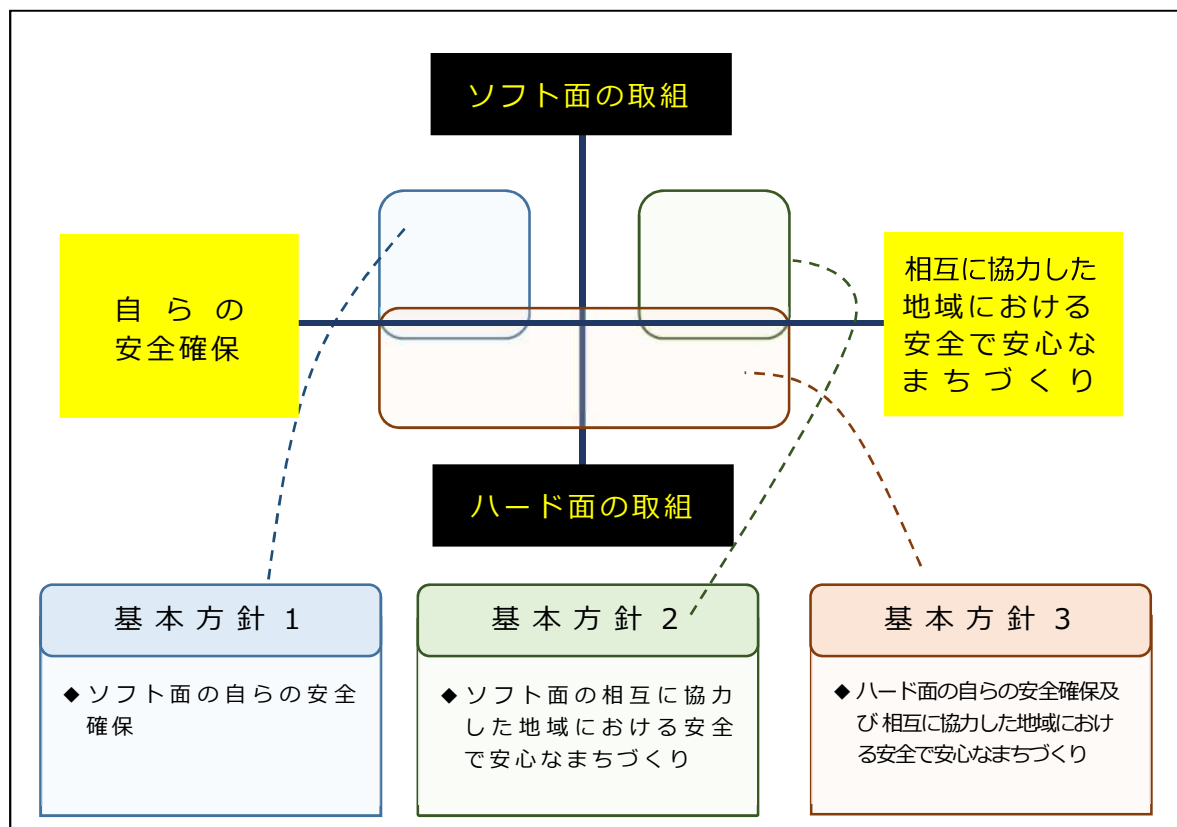
（定義）

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

（市民の役割）

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

【安全で安心なまちづくりの分類図】



イ 犯罪被害者等への支援（基本方針4の新設）

【基本方針4】犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する

犯罪被害者等基本法が制定されてからの15年間で、犯罪被害者等が犯罪行為により被る経済的な困窮や精神的被害に対する理解が深まり、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることのない支援を犯罪被害者等が受けられるようにすることの必要性や重要性が確実に浸透してきています。

こうしたことに加え、誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあることを鑑みると、札幌市においても犯罪被害者等が置かれる経済的困窮や精神的被害に対する支援を行い、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出す必要があります。

これらを踏まえ、「犯罪被害者等支援」については、第2次計画では基本方針2の中の一つの施策として位置づけられていたところ、第3次計画では「安全で安心なまちづくり」に関する基本方針1から3と並ぶ四つ目の基本方針として新たに位置づけることとします。

(3) 基本施策

基本施策は、基本的に安全・安心条例に基づいて展開しますが、社会情勢や市民意識なども踏まえ、個別に対応が必要なものについて施策として位置づけていきます。

ア 安全・安心条例に規定される市の施策

安全・安心条例では、第8条から第12条までの規定において市が実施する施策を定めています。これらの規定は、基本計画において市が実施する施策となることから、「基本方針」との関連を踏まえて、これらの規定により市が実施することとなる施策を第3次計画の「基本施策」として位置づけます。

このうち、新たな基本方針4は、第12条「犯罪被害者等への支援」に基づいて「基本施策」を定めることとします。

特に「その他の必要な支援」については、近年の社会情勢や他都市の状況を踏まえ、犯罪被害者等への「経済的な支援」と「精神的被害の回復に向けた支援」を新たに「基本施策」として位置づけます。

○安全・安心条例（抜粋）

（広報及び啓発）

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

（市民の取組への支援）

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（公共施設の整備等）

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

（連携体制の整備）

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

（犯罪被害者等への支援）

第12条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

イ 子ども、女性、高齢者の安全確保

安全で安心なまちづくりを推進していくに当たり、より配慮を要する子ども、女性、高齢者の安全を確保していくための取組については、安全・安心条例の規定に基づく「基本施策」に包含されるものとなりますが、第2次計画に引き続き、犯罪情勢や市民意識などを踏まえ、当該取組の必要性をより明確にするために「基本施策」として位置づけられます。

ウ その他

都心部における市民の安全で安心な生活環境の確保を目的として制定された「公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（平成17年条例第41号）」、社会全体で暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保を目的として制定された「暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）」に基づく取組については、犯罪の防止に配慮した環境の整備に資するものとなることから、それぞれ基本方針3における「基本施策」として位置づけられます。

【 基本施策の位置づけ 】

基本施策の基礎となる事項		基本方針			
		1	2	3	4
ア 安全・安心条例	第8条（広報及び啓発）	基本施策1	基本施策1	基本施策1	
	第9条（市民の取組への支援）				
	第10条（公共施設の整備等）			基本施策2	
	第11条（連携体制の整備）		基本施策2		
	第12条（犯罪被害者等への支援）				
イ 子どもの安全確保 女性、高齢	子ども	基本施策2	基本施策3	基本施策3	
	女性	基本施策3	基本施策4		
	高齢者	基本施策4	基本施策5		
ウ その他	公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例			基本施策4	
	暴力団の排除の推進に関する条例			基本施策5	

(4) 重点テーマ

心身ともに成長・発達の過程にある子どもについては、大人に比べ、自分自身で犯罪による被害を回避することは容易ではなく、また、子どもが犯罪被害に遭うことは、その後の成長・発達に重大な影響を及ぼす恐れがあります。

16歳未満の子どもが被害者となる刑法犯認知件数は近年減少傾向（P11）となっていますが、市内小・中学生を狙った不審者等に係る事案（声かけ・つきまとい等）の件数は横ばいで推移（P11）していることから、必ずしも子どもが安全に安心して過ごすことができる環境が確保されていると楽観はできない状況であると考えられます。

そのため、市民及び市は、子どもが自らの安全を確保できるよう防犯意識を高めるための啓発や、子どもが犯罪被害に遭うことなく安心して日々の生活を送ることができる環境を整えることが必要となります。

こうした中、地域における防犯活動では、「通学路などでの子どもの見守り」が最も多く行われている活動（P23）であり、また、地域防犯活動団体が活動を進める上で重要だと思ふこととして、「通学路などの見守り」が「住民同士のコミュニケーションの促進」に次いで高い割合（P24）にあることから、市民の子どもの安全に対する意識の高さを確認することができます。

子どもの犯罪に対する特性や犯罪情勢、それに伴う未然防止対策の必要性、市民の意識を総合的に勘案すると、本計画では、「子どもの安全」を安全で安心なまちづくりの中でも特に重点的に推進していく必要があると判断し、これを重点テーマとして設定することとします。

また、基本方針1から3にそれぞれ「子どもの安全」に関する重点取組を併せて設定します。

2 基本施策ごとの主な取組

基本目標を達成するために、第2章において整理した課題等を踏まえて、四つの基本方針に基づく18の基本施策を展開します。

(1) 基本方針1（自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める）

ア 基本施策1（個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供）

《主な取組》

① 市民に対する啓発活動の実施【レベルアップ】

市民の防犯意識を高めるため、国が定める「安全・安心なまちづくりの日¹⁶」などに併せて、パネル展や街頭啓発活動などの取組を実施します。また、被害件数の多い「自転車盗」や「侵入盗」、「車上ねらい」などの身近な犯罪に対する防犯力を高めるべく、防犯登録、ツーロックの徹底やセンサーライト等の各種防犯機器の活用促進を図る広報啓発を新たに行います。

② 防犯に関する出前講座の実施【レベルアップ】

安全で安心なまちづくりに関する理解の増進を図るため、これまでの子ども、女性の防犯や特殊詐欺被害防止などに関する出前講座に加え、新たにインターネットやSNS¹⁷を利用した犯罪の被害防止に関する講座を新設します。

③ 地域単位での犯罪情報等の共有【レベルアップ】

地域住民が集まり地域安全マップ¹⁸を作成する機会を設け、防犯対策に関する意見交換が活発に行われるよう、警察や関係機関と連携して、区役所やまちづくりセンターを通じた地域単位での犯罪情報などの提供を行い、住民との共有を図ります。

なお、「ひったくり」や「車上ねらい」といった身近な犯罪の発生情報を公開している北海道警察の「犯罪発生マップ¹⁹」の周知啓発を新たに進めるなど、更なる犯罪情報の発信を行います。

¹⁶ 安全・安心なまちづくりの日：平成17年（2005年）に開催された犯罪対策閣僚会議において、犯罪に強い社会実現のため、安全・安心なまちづくりを推進する機運を全国的に波及・向上させ、国民の意識と理解を深めることを目的にして、毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」と定めた

¹⁷ SNS：ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録した利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス

¹⁸ 地域安全マップ：犯罪が起こりやすい「入りやすい場所」と「見えにくい場所」を記した地図

¹⁹ 犯罪発生マップ：身近な犯罪（侵入強盗・窃盗や車上ねらいなど7罪種）の発生状況について、北海道警察がホームページで公開しているマップ

④ 防犯に関する情報発信【レベルアップ】

市民が自らの防犯に役立てられるような犯罪情勢や時期に応じて増加する犯罪など、実効性のある防犯に関する知識を広報紙やホームページ、市政番組などの各種媒体を活用して情報提供します。また、子どもへの声かけ事案や犯罪の発生情報などをリアルタイムで発信する北海道警察の「ほくとくん防犯メール²⁰」に加え、北海道警察が発信している「Twitter²¹」、アプリ²²の「Yahoo!防災速報²³」を周知する取組を新たに行います。



イ 基本施策2（子どもに関する防犯力の向上）

《主な取組》

① 防犯教室や防犯訓練の実施

i 主に就学前の子や小学生向け【重点取組】【レベルアップ】

従来の防犯力を向上させるための防犯教室のほか、新たに、北海道警察などの公的機関や民間団体などと連携し、駆け込み訓練などの「子ども110番の家」を活用した防犯関連講座の実施を推進します。

ii 主に中学生・高校生向け

自転車盗難やインターネットの利用に伴う犯罪などの被害防止やモラルの向上を目的として、生徒向けの防犯教室を北海道警察などと連携して開催します。



²⁰ ほくとくん防犯メール：北海道警察が、犯罪から身を守るために必要な「子供被害情報」、「犯罪発生・防犯対策情報」などをメールで配信するサービス

²¹ Twitter：「ツイート」と呼ばれる一定字数以内のメッセージや画像、動画等を投稿することなどができるサービス

²² アプリ：ここでは、携帯電話機器等にインストールして使用するプログラムやソフトウェアをいう

²³ Yahoo!防災速報：防災関連情報や防犯情報などを提供するアプリであり、北海道警察からの防犯情報も提供している

iii 保護者向け【新規】

保護者や教職員などが防犯に対する関心を高め、子どもの防犯力を育成できるようにするため、保護者などを対象とした出前講座を新設します。

② インターネットトラブル対策ハンドブックの作成【新規】

近年、スマートフォン²⁴やタブレット端末²⁵の普及により、子どものインターネットトラブルが増加してきていることから、新たにインターネットトラブル対策ハンドブックを作成し、配布します。

③ 地域安全マップづくりの推進

子どもが犯罪被害に遭う危険性を低くするため、子ども自身の危険予測能力や危機回避能力の向上に役立つ地域安全マップづくりの取組を推進します。

ウ 基本施策3（女性の防犯力向上）

《主な取組》

① 女性に対する広報啓発の実施

女性を対象となりやすい公然わいせつ、痴漢などの性犯罪やDV、ストーカーなどの被害から身を守るための対処法をまとめた「女性の防犯ハンドブック」を配布します。



② 犯罪防止教育等の実施

若年層の防犯意識を高めるため、高校・大学などに出向いて、犯罪に遭わないための防犯教室を開催します。

③ デートDV²⁶防止講座による暴力被害の未然防止の推進

交際相手などからの暴力行為の未然防止を目的として講座を実施し、若年層を対象とした学習機会を設けます。

²⁴ スマートフォン：従来の携帯電話にパソコンや携帯情報機器としての機能が追加されたもの

²⁵ タブレット端末：パソコンのようなキーボードからではなく、液晶画面にタッチすることで操作する端末機器で、スマートフォンよりも大型のもの

²⁶ デートDV：高校生や大学生などの交際関係で起こるDV

《主な取組》

① 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施【レベルアップ】

特殊詐欺や消費者被害に関する情報を、高齢者等が適切に得ることができるよう、様々な提供手段を用い注意喚起を行います。

また、現在実施している特殊詐欺の出前講座について、より実践的な体験ができるように講座内容を充実させます。

② 犯罪被害予防のための啓発の実施

高齢者等が自らの安全を確保することができるよう、高齢者向け団体講座において、わかりやすい方法で空き巣対策などの犯罪対策や防犯意識向上に向けた啓発を行います。

ア 基本施策1（地域における防犯活動の促進）

《主な取組》

① 「ながら防犯」を推進するための啓発・支援【新規】

ランニング、散歩、花の水やり、通勤、買い物など、普段の生活の中で、気軽に無理のない範囲で防犯の視点を持って地域を見守り、犯罪を未然に防ぐ「ながら防犯」の取組を進めていただけるよう啓発や必要な用品の支援をします。

なお、平成30年（2018年）6月に政府が策定した「登下校防犯プラン」においても、子どもへの見守りとして「ながら防犯」の推進が掲げられており、この取組を推進していきます。

② 防犯セミナーの開催【新規】

地域の課題解決に向けたアイデアなど、地域防犯活動を実践的に推進していくことにつながる地域防犯活動団体向けの防犯セミナーを新たに開催し、効果的な取組を行う地域防犯活動団体の取組等を紹介します。

③ 地域防犯活動団体への財政的・物的支援

地域防犯活動団体を支援するため、「市民まちづくり活動促進基金²⁷（さぼーとほっと基金）」などによる財政的支援や、活動に必要なとされるジャンパー・腕章などの物的支援を行います。

④ 地域安全サポーターズの取組の推進

防犯に関心の高い事業者が、地域への社会貢献活動としての地域防犯活動に参加しやすくするため、地域安全サポーターズの登録を推進します。



²⁷ 市民まちづくり活動促進基金：市民からの寄附をもとに、基金登録団体である町内会、ボランティア団体、NPOなどが行うまちづくり活動に対して財政的な支援を行う基金

⑤ 地域の交流・連携による防犯力向上支援

区役所やまちづくりセンターが、町内会や地域防犯活動団体、学校やPTAなどの様々な団体の交流・連携を促進し、防犯力の向上への支援をするため、防犯上の課題などについて検討・意見交換を行う場を設けます。

⑥ 顕彰制度の実施

地域防犯活動に取り組む市民や団体、事業者の社会的評価を高め、活動の活発化を図るため、地域防犯に著しい貢献を果たした市民などを表彰します。

イ 基本施策2（協働による連携体制の充実）

《主な取組》

① 「安全・安心どさんこ運動²⁸」の普及促進

犯罪の防止のために必要な取組を進めるため、北海道や北海道警察、道内市町村などからなる北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議が展開する「安全・安心どさんこ運動」の普及促進を積極的に進めます。

② 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会の開催

市民、事業者、市の三者が連携協力した取組を進めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会を毎年度開催します。

²⁸ 安全・安心どさんこ運動：人や地域や社会の絆によって、住みよい地域づくりのための様々な活動を促し、社会に広める道民運動

《主な取組》

① （再掲）「ながら防犯」を推進するための啓発・支援【重点取組】【新規】

ランニング、散歩、花の水やり、通勤、買い物など、普段の生活の中で、気軽に無理のない範囲で防犯の視点を持って地域を見守り、犯罪を未然に防ぐ「ながら防犯」の取組を進めていただけるよう啓発や必要な用品の支援をします。

なお、平成30年（2018年）6月に政府が策定した「登下校防犯プラン」においても子どもへの見守りとして「ながら防犯」の推進が掲げられており、この取組を推進していきます。

② 子ども110番の家・店に取り組む地域への支援【レベルアップ】

子どもが不審者などに遭遇した場合に助けを求めることができるよう、市民や事業者による「子ども110番の家」や「子ども110番の店」の設置を支援し、通学路などにおける子どもの見守り活動を促進します。

また、緊急時に子どもたちがこれらを利用しやすくなるよう「子ども110番の家」や「子ども110番の店」を地域で取り組んでいる市民と事業者が、協力・連携して子どもを見守ることができるよう支援制度の見直しを行います。

③ スクールガードの配置

子どもの通学路における安全を図るため、スクールガード及びスクールガードリーダーを配置します。

④ 「青少年を見守る店²⁹」への登録推進活動の実施

子どもを有害環境から守り、健全育成を推進するため、「青少年を見守る店」への登録推進活動を行います。



⑤ 児童虐待への対応

児童相談所や各区家庭児童相談室、小中学校や保育所、幼稚園などの子どもに関係する機関が連携を図り、児童虐待の早期発見・対応に努め、子どもや家庭への指導・援助を進めます。

²⁹ 青少年を見守る店：子どもに温かい気持ちと言葉で接するとともに、酒類やタバコ、成人向けの図書等の販売を行わないなど、青少年の健全育成に協力するお店

エ 基本施策4（女性の犯罪被害防止の取組の推進）

《主な取組》

① 女性の犯罪被害防止に向けた連携【レベルアップ】

女性の生活、自立、就労等、女性との関わりが多い女性支援団体などと連携し、「女性の防犯ハンドブック」を配布するなどして女性の犯罪被害防止に取り組めます。

② DV対応機関との連携

犯罪抑止の観点からも、DV被害に的確に対応するため、相談、支援等を行う関係機関と連携を強化し、DV被害の重大化防止を図ります。

オ 基本施策5（高齢者等が安心して暮らせる取組の推進）

《主な取組》

① 高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進

高齢者に接する機会が多い民生委員³⁰や介護支援専門員³¹、老人クラブ³²、町内会などの地域団体に対して、特殊詐欺や消費者被害などの防犯に関する情報を提供し、家庭訪問などの見守りの中で、犯罪などの未然防止や被害の早期発見に努めます。

② 地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動の促進

地域安全サポーターズの登録事業者のうち、地域の高齢者宅を日常的に訪問する事業者が、犯罪の未然防止の観点からの見守りや被害防止に向けた活動を行っているため、この取組を継続して促進します。

³⁰ 民生委員：地域住民の立場に立って、福祉に関する相談や支援、福祉サービスの情報の提供などを行い、それぞれの担当地域において、地域福祉推進の担い手として活動するもの

³¹ 介護支援専門員：介護・支援を必要とする者からの相談を受け、適切な介護サービスを利用できるよう、市町村・介護保険施設等との連絡調整等を行うなど、要介護者等が自立した日常生活を営むために必要な援助を行うもの

³² 老人クラブ：「健康・友愛・奉仕」活動を基本として、仲間とともに健康づくりや趣味・文化・教養などの、生活を豊かにする活動を行う集まり

(3) 基本方針3（犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める）

ア 基本施策1（市民自らが行う環境整備の促進）

《主な取組》

① 地域の環境美化に対する支援

清掃や花壇の整備などの環境美化は、地域における防犯力の向上に寄与することから環境美化を支援します。

② 町内会が設置する防犯カメラに対する補助

防犯カメラは、犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つことから、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラについて、その設置に係る経費を補助する制度を実施します。

③ 防犯カメラの適正な設置運用の促進

事業者等による防犯カメラの設置運用の適正化を図るため、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン³³」の普及に努めます。

④ 不適正管理空き家に関する相談体制の整備

犯罪抑止の観点からも不適正管理空き家についての相談を受けるとともに、関係部局などとの連携を図りながら、所有者に対し適切な維持管理を求めます。

イ 基本施策2（犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等）

《主な取組》

① 道路や公園等の安全性の確保

道路や公園、駐輪場などの公共空間の安全性を高めるため、街路灯の更新や周囲からの見通し確保など防犯の観点に配慮した公園や駐輪場の整備を進めます。

³³ 札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン：防犯カメラの設置・運用に関し、プライバシーの保護や市民の不安感解消を図るため、事業者等が配慮すべき事項を定め、その適正化の促進を目的とした指針（平成20年（2008年）策定）

② 良好な公共空間の維持

割れ窓理論³⁴に基づき、公共空間における犯罪を誘発する機会を減少させるため、道路や公園、駐輪場などでのゴミのポイ捨てや放置自転車などの防止を図ります。

③ 地下鉄駅及び車内における巡回警備

犯罪抑止の観点からも地下鉄駅構内及び車内の風紀及び秩序を守るため、巡回警備などにより、安全で安心な空間の保持に努めます。

ウ 基本施策3（子ども等の安全に配慮した環境整備）

《主な取組》

① （再掲）町内会が設置する防犯カメラに対する補助【重点取組】

防犯カメラは、犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つことから、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラについて、設置に係る経費を補助する制度を実施します。

② 安全な学校施設等の整備

学校施設などの整備に当たっては、不審者の侵入対策など防犯上の措置を講ずるほか、屋外各部及び建物内などは周囲からの見通しを良くして防犯性を高めるなど、安全で安心な学校づくりに努めます。

③ 学校への侵入者対策

不審者などの侵入に対して、教職員や児童生徒が適切に対処するため、学校単位で作成している安全マニュアルに基づく対策を徹底します。

④ 地下鉄駅等の安全対策

子どもや女性が安全に安心して地下鉄を利用できるようにするため、駅構内の環境保持や子ども・女性に配慮した車両運行などの取組を行います。

³⁴ 割れ窓理論：1枚の割れた窓ガラスを放置すると、割られる窓ガラスが増え、その建物全体が荒廃し、いずれ街全体が荒れてしまうという理論

エ 基本施策4（歓楽街等を対象とした環境改善）

《主な取組》

① 迷惑行為の防止

「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（ススキノ条例）」により、歓楽街特有の迷惑行為を禁止します。

② クリーン薄野活性化連絡協議会等の取組推進

薄野地区を安全で安心な魅力あるまちとするため、クリーン薄野活性化連絡協議会をはじめとした関係機関や地元関係者などと一体となって啓発などに取り組みます。

③ 薄野地区における防犯環境の整備

薄野地区の犯罪抑止や防犯環境構築を図るため、「安全・安心なススキノ」を啓発するバナー（旗）やプランター（草花の鉢）を設置します。

④ 外国人旅行者に向けた防犯啓発【新規】

窃盗や痴漢、悪質な客引きなどの旅行中に起こりうる犯罪に遭わないための防犯対策と、被害に遭った際の警察等への届出方法について、多言語化した情報をホームページに新たに掲載します。

また、ホームページに掲載した情報をもとにリーフレット等を作成し、旅行者が立ち寄るホテルなどの宿泊施設や関係機関などへ新たに配布します。

オ 基本施策5（暴力団等の排除）

《主な取組》

① 市の事務事業及び公の施設からの暴力団等排除の推進

市の事務事業が暴力団に利益を与えることのないよう、また、公の施設が暴力団の活動に利用されることのないよう、北海道警察と連携し暴力団等に該当するかの確認や暴力団等であった場合の排除など必要な措置を講じます。

② 暴力団排除に関する活動への支援

市民や事業者が、暴力団の排除に関する活動に自主的、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民や事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。

(4) 基本方針 4 (犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する) 【新規】**ア 基本施策 1 (犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発) 【レベルアップ】****《主な取組》**

犯罪被害により、犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、市民が正しい理解と知識を持ち、社会全体で犯罪被害者等を支えていく機運が高まるよう、これらに関する情報の札幌市ホームページへの掲載や職員研修を実施するほか、新たに市民向けセミナーを開催します。

イ 基本施策 2 (総合的対応窓口における対応) 【レベルアップ】**《主な取組》**

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭わなければ経験しないような様々な対応や手続きが必要となることから、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、被害発生直後から直面する様々な問題について、適切な対応が円滑に図られるよう、北海道警察など関係機関との連携の充実を図ります。

ウ 基本施策 3 (犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減) 【新規】**《主な取組》**

犯罪被害者等は、犯罪等の被害が原因で、離職等による収入の途絶や、自宅の転居、家事関連等の日常生活に生じる支障を補うための負担を余儀なくされ、経済的に困窮することが少なくないことから、各種支援金の支給や住居・家事関連の費用の助成を実施し、経済的負担の軽減が図られるよう、必要な支援を実施します。

エ 基本施策 4 (犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援) 【新規】**《主な取組》**

犯罪被害者等は、犯罪等により、直接的又は間接的に精神的被害を受けることから、このような精神的被害からの回復が図られるよう医療費の助成など必要な支援を実施します。

Column④ 犯罪被害に遭うということ

ある日、突然、私が犯罪被害者等に・・・

犯罪は、いつ、どこで、誰が被害に遭うかわかりません。犯罪被害に遭うと、それまでの平穏な日常生活は一変し、たとえ事件が解決したとしても、その後も様々な問題を抱えながら暮らしていかなければなりません。

だからこそ、一人ひとりが自分のことと捉え、犯罪被害者等が置かれた状況を理解し支えていく必要があります。

ここでは、犯罪被害者等が直面する問題についてご紹介します。

犯罪被害者等が直面する様々な問題

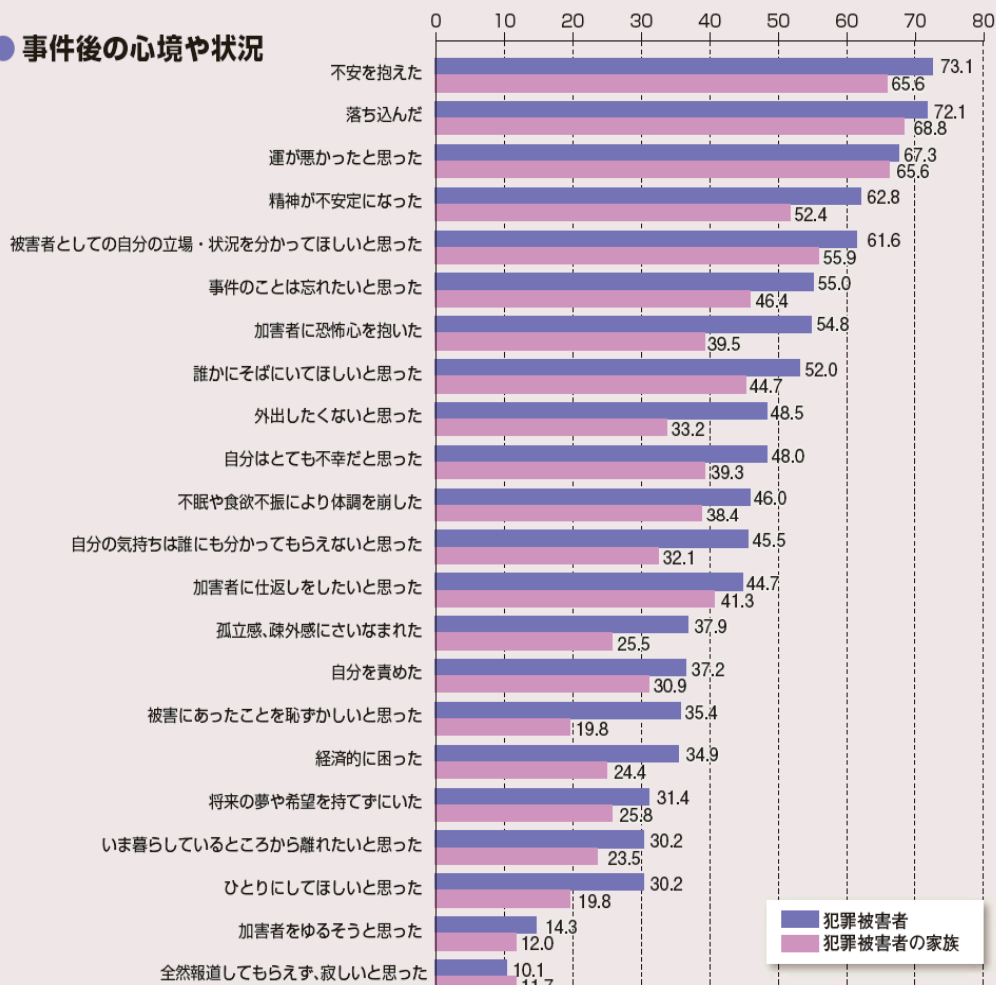
精神的ショックや身体の不調

医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮

捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担

周囲の人々によるうわさ話や取材・報道による精神的被害

● 事件後の心境や状況



※内閣府犯罪被害者等施策推進室 平成20年度「犯罪被害者等に関する国民意識調査」3-3-(1)「事件後の心境や状況」による。